

長崎県地方機関再編の基本方針のポイント

再編に向けた基本的な考え方

1 市町との役割分担を明確化

県の直接執行業務に特化

2 本庁との役割分担を明確化

現場での業務に特化

3 交通・通信網の整備等に応じた再編

所管区域の広域化、各機関の集約

4 組織の簡素化・効率化

効率的かつ分かりやすい体制に再編

具体的な再編の方向性

1. 本土地区

県北・県南の2機関への最終的集約に向け段階的に集約

最終的な姿

県南地区・県北地区の2地区に区分のうえ、総合事務所を設置
県の直営事業を行うために必要な最小限の業務執行体制を整備
総務事務等共通事務の集約・効率化
県民サービス水準の維持のために必要な支所を配置

- 再編への課題 -

庁舎の確保

市町村合併の動向への配慮（県北地区）

段階的な再編

課題整理と並行して、当面、以下の再編を実施

県北
地区

県北振興局は、当面、現体制を維持
内部組織は、他地区との整合を図るため見直し

県南
地区

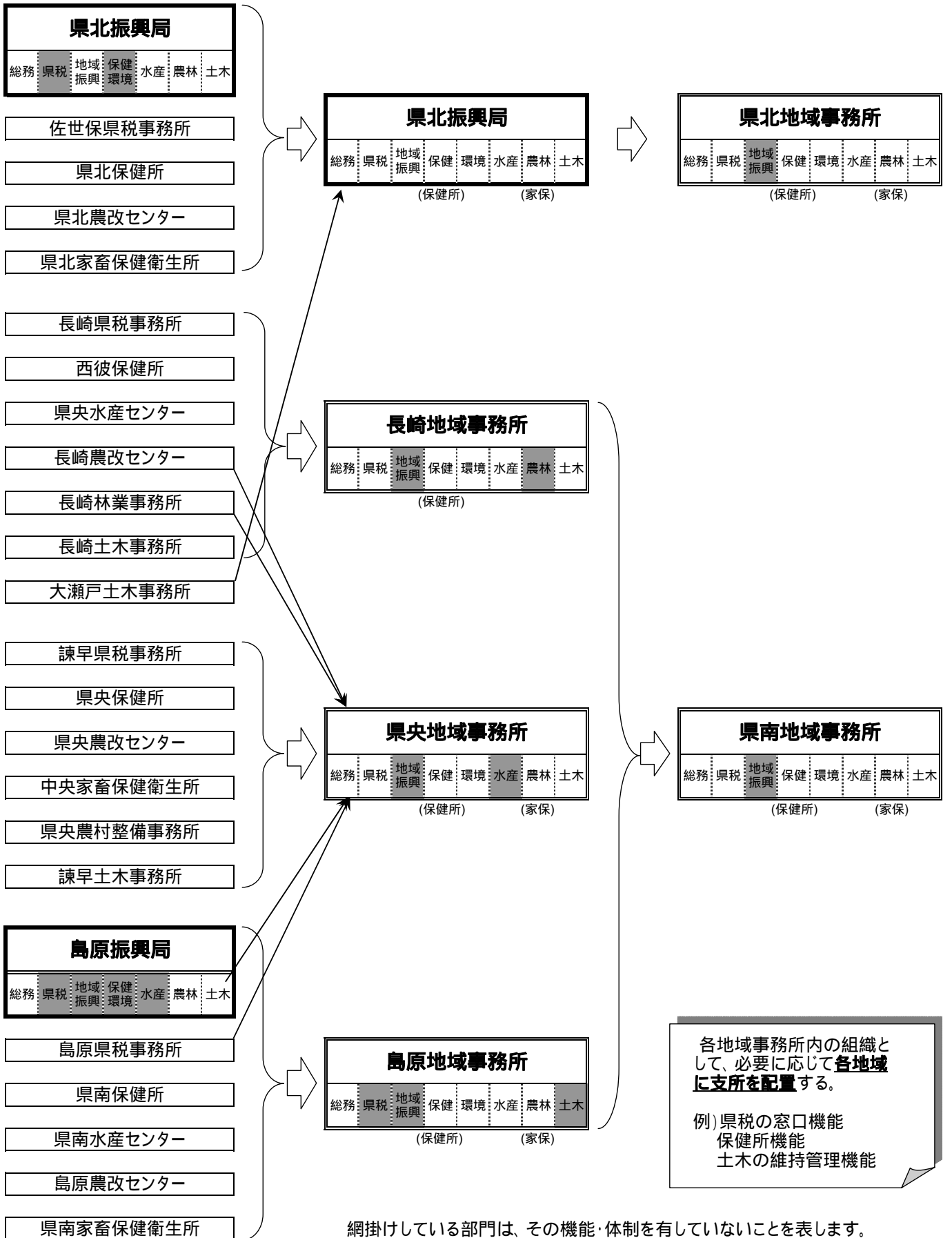
長崎・県央・島原の3地域に区分し、各地域事務所を設置
島原振興局は、所管事務を縮小したうえで再編

本土地区の再編イメージ

現 行

当 面

最 終 形

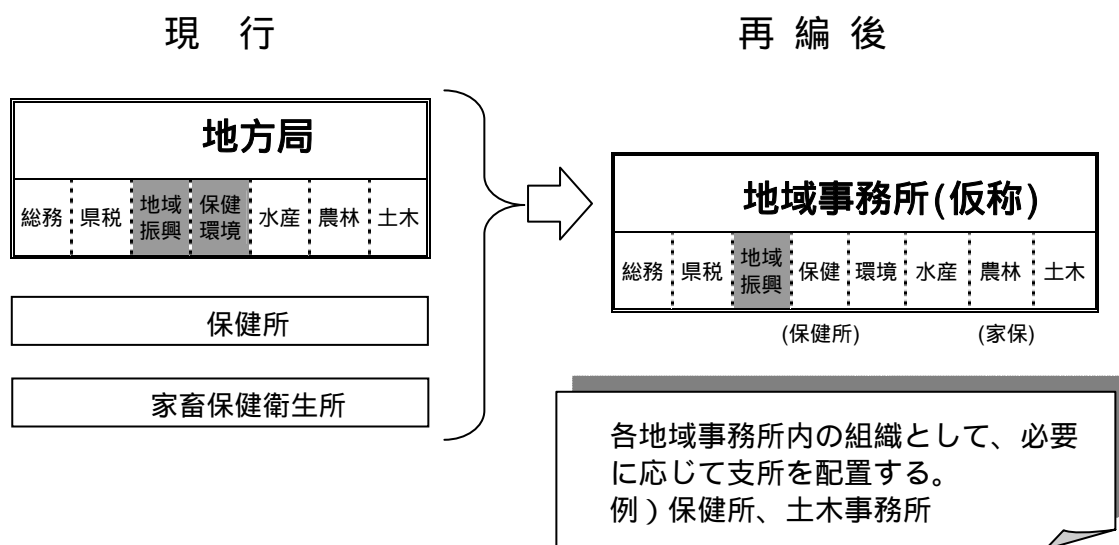


2. 離島地区

地方局・保健所・家畜保健衛生所を一事務所へ統合

「五島地域事務所（仮称）」「壱岐地域事務所（仮称）」「対馬地域事務所（仮称）」を設置

離島地区の再編イメージ



従来の「振興局・地方局」と、再編案の「地域事務所」の違い

従来の振興局・地方局	地域事務所
地域行政の総合調整を実施	<p style="text-align: center;">廃止</p> <p style="text-align: center;">〔 地域行政の総合調整は市町 県全体の総合調整は県本庁 〕</p>
県の直営事業を実施	県の直営事業を実施

3. その他の地方機関

統合の対象としない単独の地方機関は、それぞれの施設に応じた見直しを実施

